

参考資料

参考資料1	草津市における雇用の概観に関する研究過程.....	47
参考資料2	平成27年国勢調査の概要.....	49
参考資料3	平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧.....	51
参考資料4	産業大分類、男女別15歳以上雇用者－2015(平成27)年.....	52
参考資料5	産業大分類、男女別15歳以上雇用者の割合－2015(平成27)年.....	52
参考資料6	職業大分類、男女別15歳以上雇用者－2015(平成27)年.....	53
参考資料7	職業大分類、男女別15歳以上雇用者の割合－2015(平成27)年.....	53
参考資料8	常住地、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上雇用者－2015(平成27)年.....	54
参考資料9	常住地、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上雇用者の割合－2015(平成27)年	54
参考資料10	平成24年就業構造基本調査の結果を見る際の主な留意点.....	55
参考資料11	平成24年就業構造基本調査 調査票の記入のしかたp. 12.....	56
参考資料12	男女、雇用形態、年齢階級別育児をしている雇用者数(育児休業制度利用者 に限る)－全国 平成24年就業構造基本調査.....	57
参考資料13	男女、雇用形態、年齢階級別介護をしている雇用者数(介護休業制度利用者 に限る)－全国 平成24年就業構造基本調査.....	57
参考資料14	平成24年就業構造基本調査の結果から－介護・看護を理由とする離職者 －.....	58
参考資料15	平成29年度滋賀県統計出前講座 国および滋賀県の雇用概観について..	59
参考資料16	有効求人倍率の推移－全国、滋賀県、ハローワーク草津管内 1995(平成 7)年度～2016(平成28)年度.....	69
参考資料17	安心して働くための「無期転換ルール」とは.....	70

参考資料1 草津市における雇用の概観に関する研究過程

(1)概要

基幹統計調査の実施部門や、統計活用支援に係る関係団体へのヒアリング・定期相談等により、草津市における雇用の概観に資する的確なデータ集計を行う。

また、草津市の就労支援計画策定や就労支援実施の各部門との意見交換により、集計結果による課題抽出や洗い出しを行う。

(2)実施期間

2017(平成29)年4月から2018(平成30)年3月まで

(3)実績

- ・4月27日(木)から8月30日(水) (総務省統計局 調査企画課二次利用担当)
事業名：調査票情報の提供の申出に係る事前相談
内容：基幹統計調査の調査設計に伴う標本誤差・秘匿処理見通しについて事前相談
- ・5月17日(水)から5月19日(金) (総務省 統計研究研修所)
研修名：統計入門課程「統計利用者向け入門」
内容：統計の初歩と、データのまとめ方や主要統計指標の見方等、実際の統計データによる利活用の基礎知識を修得
- ・6月16日(金)から12月4日(月) (草津市 商工観光労政課・生活支援課)
事業名：草津市における雇用の概観に関する意見交換
内容：基幹統計調査の集計項目、集計結果についての意見交換
- ・6月28日(水) 13時30分から16時30分 (総務省統計局・総務省統計研究研修所)
研修名：自治体職員対象「統計データ利活用研修会」
内容：統計マイクロデータの活用方法や分析手法を修得
- ・7月14日(金) 13時30分から15時30分 (滋賀県統計課)
事業名：平成29年度しが統計アクション事業「滋賀県統計相談」
内容：滋賀大学教員及び滋賀県統計課職員へのデータ作成に関する事前相談
- ・12月7日(木) 10時から12時 (草津未来研究所)
事業名：平成29年度 草津市における雇用の概観に関する研究会

内容：滋賀県統計課分析係 鈴木主幹兼係長による話題提供の後、意見交換

(4)実施方法

- ・公的統計の体系的整備についての理解や、統計データの取得・利用方法等の修得を図る。
- ・基幹統計調査の調査票情報について、標本調査等の調査設計に伴う標本誤差・秘匿処理の制約等を考慮した、的確な集計・分析手法を協議する。

(5)ヒアリング・定期相談機関

○統計活用支援団体

総務省 統計研究研修所

独立行政法人 統計センター

国立大学法人 滋賀大学データサイエンス学部

○基幹統計調査実施部門

総務省統計局 統計調査部 調査企画課二次利用担当

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課 労働力人口統計室

滋賀県 県民生活部 統計課

○庁内関係部門

草津市環境経済部 商工観光労政課

草津市健康福祉部 生活支援課

(6)研究会メンバー

松原 豊彦 学校法人立命館 副総長(草津未来研究所 所長)

志賀 文昭 株式会社しがぎん経済文化センター 産業・市場調査部 主席研究員

長山 真由美 株式会社しがぎん経済文化センター 産業・市場調査部 課長代理兼研究員

金田 重宏 近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室 調査官

岩根 和哉 近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室 地域経済分析システム普及活用支援調査員

鈴木 悦造 滋賀県県民生活部 統計課分析係 主幹兼係長

河原 健一 草津市環境経済部 商工観光労政課 専門員

猪口 俊輔 草津市健康福祉部 生活支援課 主査

参考資料 2 平成 27 年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学し

出所：「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

ている者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設

- 2 病院又は診療所に引き続き3か月以上入院している者 その病院又は診療所
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計17項目について調査した。

調査の方法

平成27年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市区町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯の流れにより行った。

総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、紙の「調査票」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。

集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（次ページ）を参照のこと。

出所：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）

参考資料3 平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表時期()は予定	結果の公表及び提供の方法	
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)			全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年2月26日	インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を公表日に官報に公示。	
	抽出速報集計			約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成28年6月29日	インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行(平成28年9月)。	
基本集計	人口等基本集計			全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年10月26日	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。	
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		平成29年4月26日	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	
	世帯構造等基本集計	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果	大分類	大分類		(平成29年9月)		
抽出詳細集計				抽出	全国, 都道府県, 市区町村	(平成29年12月)	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。	
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び従業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	(平成29年6月)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による従業者の産業・職業中分類別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	(平成29年12月)	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成29年1月27日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	(平成29年7月)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	平成29年1月27日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び従業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	世帯構造等基本集計に関する集計	世帯の状況に関する基本的な事項の結果	—	—				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1)「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

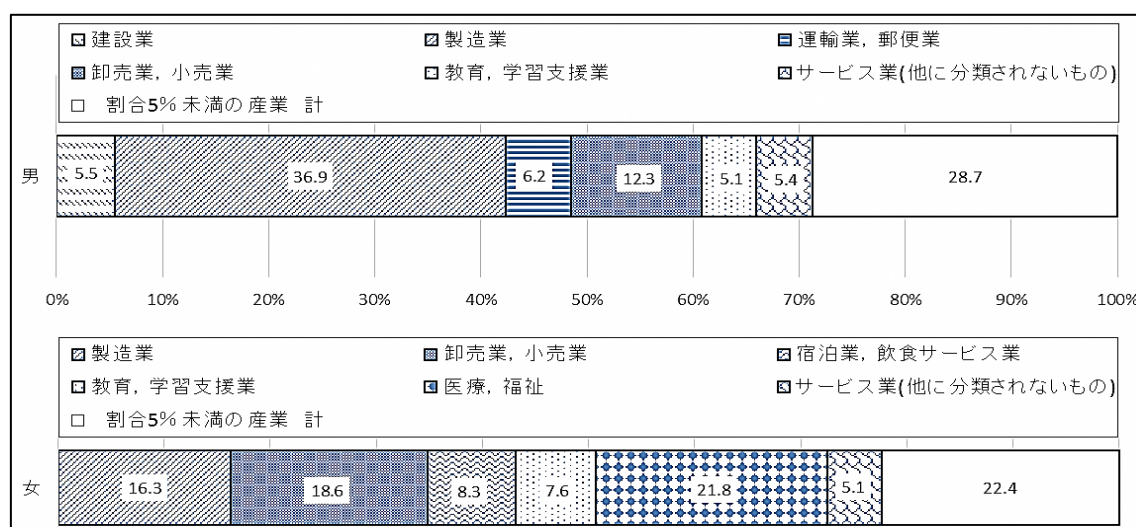
出所：「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)

参考資料4 産業大分類、男女別15歳以上雇用者—2015(平成27)年

(人, %)

産業大分類	男女		実数		割合	
	男	女	男	女	男	女
総数			31,094	23,567	100.0	100.0
農業, 林業			124	89	0.4	0.4
漁業			-	-	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業			2	-	0.0	-
建設業			1,706	393	5.5	1.7
製造業			11,462	3,841	36.9	16.3
電気・ガス・熱供給・水道業			230	47	0.7	0.2
情報通信業			848	262	2.7	1.1
運輸業, 郵便業			1,913	462	6.2	2.0
卸売業, 小売業			3,840	4,373	12.3	18.6
金融業, 保険業			775	915	2.5	3.9
不動産業, 物品賃貸業			502	332	1.6	1.4
学術研究, 専門・技術サービス業			922	549	3.0	2.3
宿泊業, 飲食サービス業			1,263	1,955	4.1	8.3
生活関連サービス業, 娯楽業			754	934	2.4	4.0
教育, 学習支援業			1,578	1,785	5.1	7.6
医療, 福祉			1,450	5,136	4.7	21.8
複合サービス事業			227	136	0.7	0.6
サービス業(他に分類されないもの)			1,671	1,203	5.4	5.1
公務(他に分類されるものを除く)			1,213	617	3.9	2.6
分類不能の産業			614	538	2.0	2.3
(再掲)						
割合5%未満の産業 計			8,924	5,274	28.7	22.4

出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成



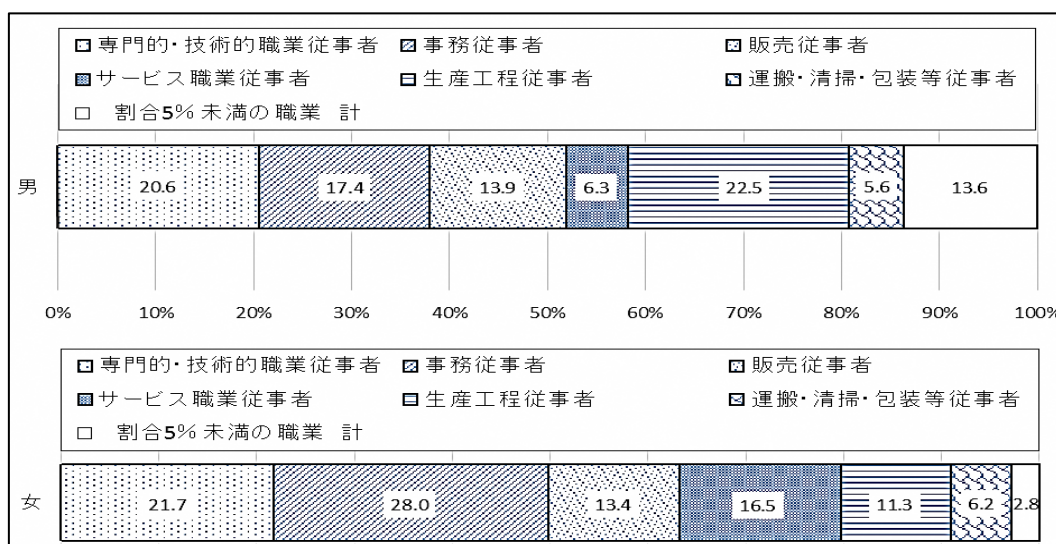
出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成

参考資料5 産業大分類、男女別15歳以上雇用者の割合—2015(平成27)年

参考資料6 職業大分類、男女別15歳以上雇用者—2015(平成27)年 (人, %)

職業大分類	男女		実数		割合	
	男	女	男	女	男	女
総数			31,094	23,567	100.0	100.0
管理的職業従事者			231	25	0.7	0.1
専門的・技術的職業従事者			6,393	5,124	20.6	21.7
事務従事者			5,413	6,605	17.4	28.0
販売従事者			4,327	3,167	13.9	13.4
サービス職業従事者			1,968	3,889	6.3	16.5
保安職業従事者			726	35	2.3	0.1
農林漁業従事者			284	63	0.9	0.3
生産工程従事者			7,009	2,653	22.5	11.3
輸送・機械運転従事者			1,355	57	4.4	0.2
建設・採掘従事者			1,080	34	3.5	0.1
運搬・清掃・包装等従事者			1,753	1,472	5.6	6.2
分類不能の職業			555	443	1.8	1.9
(再掲)						
割合5%未満の職業 計			4,231	657	13.6	2.8

出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成



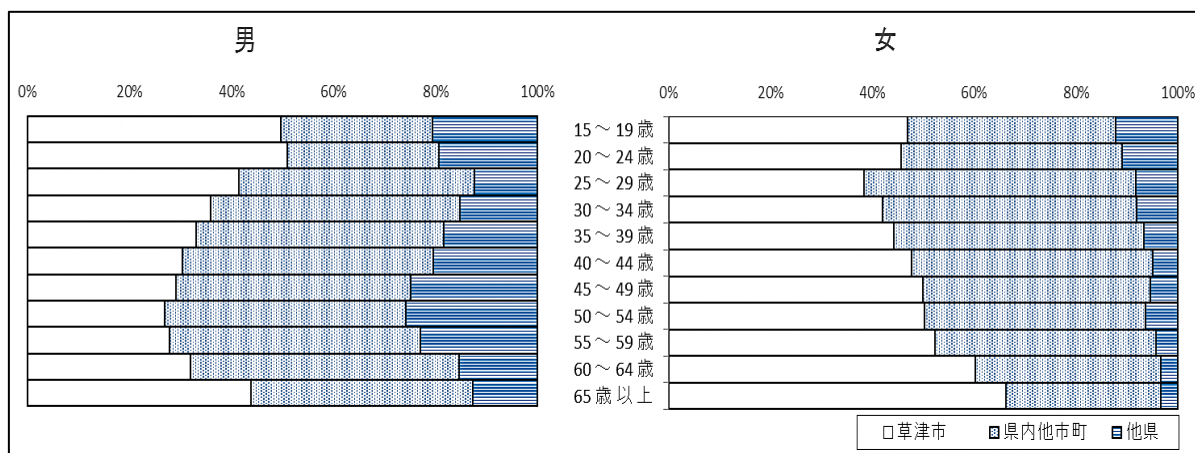
出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成

参考資料7 職業大分類、男女別15歳以上雇用者の割合—2015(平成27)年

参考資料8 常住地、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上雇用者—2015(平成27)年 (人, %)

常住地 男女, 年齢	実数				割合			
	雇用者	草津市 1)	県内他市町	他県	雇用者	草津市 1)	県内他市町	他県
男	33,735	11,748	15,448	6,539	100.0	34.8	45.8	19.4
15～19歳	830	412	247	171	100.0	49.6	29.8	20.6
20～24歳	3,160	1,609	942	609	100.0	50.9	29.8	19.3
25～29歳	3,006	1,245	1,391	370	100.0	41.4	46.3	12.3
30～34歳	3,390	1,220	1,656	514	100.0	36.0	48.8	15.2
35～39歳	3,913	1,294	1,898	721	100.0	33.1	48.5	18.4
40～44歳	4,581	1,392	2,254	935	100.0	30.4	49.2	20.4
45～49歳	4,046	1,176	1,863	1,007	100.0	29.1	46.0	24.9
50～54歳	3,678	990	1,737	951	100.0	26.9	47.2	25.9
55～59歳	2,901	807	1,427	667	100.0	27.8	49.2	23.0
60～64歳	2,125	681	1,116	328	100.0	32.0	52.5	15.4
65歳以上	2,105	922	917	266	100.0	43.8	43.6	12.6
女	26,944	12,953	12,232	1,759	100.0	48.1	45.4	6.5
15～19歳	644	302	263	79	100.0	46.9	40.8	12.3
20～24歳	2,463	1,126	1,067	270	100.0	45.7	43.3	11.0
25～29歳	2,638	1,013	1,405	220	100.0	38.4	53.3	8.3
30～34歳	2,781	1,170	1,384	227	100.0	42.1	49.8	8.2
35～39歳	3,144	1,390	1,544	210	100.0	44.2	49.1	6.7
40～44歳	4,090	1,952	1,933	205	100.0	47.7	47.3	5.0
45～49歳	3,611	1,801	1,617	193	100.0	49.9	44.8	5.3
50～54歳	2,757	1,385	1,197	175	100.0	50.2	43.4	6.3
55～59歳	2,034	1,063	884	87	100.0	52.3	43.5	4.3
60～64歳	1,520	915	554	51	100.0	60.2	36.4	3.4
65歳以上	1,262	836	384	42	100.0	66.2	30.4	3.3

1) 草津市に常住している雇用者から、従業地が県内他市町、又は他県の人を除いた値。
出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成



出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成

参考資料9 常住地、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上雇用者の割合—2015(平成27)年

参考資料 10 平成 24 年就業構造基本調査の結果を見る際の主な留意点

1. 調査の範囲と調査の対象について

- 平成24年就業構造基本調査は、我が国における就業・不就業の実態を把握することを目的として、平成24年10月1日（調査日）現在で実施しました。
この調査の対象範囲は、調査日において我が国に常住する15歳以上の人（外国人を含む）ですが、次の人は除かれます。
 - ① 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
 - ② 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
 - ③ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
 - ④ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
 - ⑤ 少年院、婦人補導院の在院者
- 「人口推計」（総務省統計局）によれば、平成24年10月1日現在における15歳以上人口は、11097万人（上記①及び②を含まない人口）となっています。
この人口から、上記③、④及び⑤を除いた人口は推計で11082万人となっており、この11082万人が実際の調査の範囲となる人口です。
- 実際の調査は、全国から抽出した世帯の15歳以上の世帯員を対象に実施しており、報告書の結果数値は、実際の対象となった約47万世帯の約100万人の調査に基づき、調査の範囲となる人口全体について算出したものです。

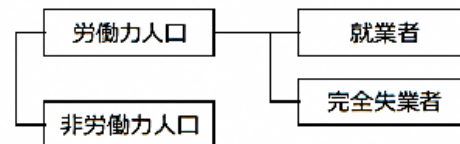
2. 就業状態の把握について

- 人口調査において、就業状態（収入を伴う仕事をしているかどうか）を把握する方法には、一定期間の状態により把握するアクチュアル（actual）方式と、ふだんの状態により把握するユージュアル（usual）方式があります。
- 就業構造基本調査では、15歳以上の人の就業・不就業について、構造調査であることから「ふだん」の状態によって把握するユージュアル方式で調査しています。一方、労働力調査は動向調査であることから、「月末1週間」の状態によって把握するアクチュアル方式で調査しています。
- 就業状態については、それぞれの把握方式により、次のように区分されます。

【ユージュアル方式：就業構造基本調査】



【アクチュアル方式：労働力調査】



《参考》この把握方式の差異により、例えば毎年季節的に仕事をしている人、仕事をもっていないがたまたま月末に仕事をした人などの場合には、就業として数えられる人の数が違ってきます。

- ・平成24年就業構造基本調査 … 有業者6442 無業者4639
- ・労働力調査（平成24年平均） … 就業者6270 完全失業者285 非労働力人口4540

[単位はすべて「万人」]

出所：「平成 24 年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）

・船員保険教育訓練給付金
・自立支援教育訓練給付金など

E 育児・介護の状況について (全員が記入してください)

<p>E1 1 ふだん育児をしていますか <small>・この世帯での育児は未就学児を対象とします ・ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません ・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください</small></p>	育児を している	育児を していない (E2へ)			
<p>E1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか <small>(利用し場合はあてはまるものすべてにマーク) ・「短時間勤務」には勤務日数の削減を含めます</small></p>	した 育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 その他	しなかった			

E1 ふだん育児をしていますか

ここでは、育児の対象を未就学児（小学校入学前の幼児）とします。孫やおい・めい、弟妹の世話などは育児に含めません。

- 育児とは以下のようなことを指します。
 - ・乳児のおむつの取り替え
 - ・乳幼児の世話や見守り
 - ・就学前の子どもの送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
 - ・就学前の子どもの保護者会への出席
- 「育児休業などの制度」の利用については、あなたが利用した制度の内容が以下のどれに最も近いかを判断して記入してください。（★は「育児・介護休業法」に基づく休業等の制度です。）
 - ★ **育児休業** … 子が1歳になるまでの育児休業制度
 - ★ **短時間勤務** … 3歳未満の子の育児のために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日のみの勤務等の制度を含む。）
 - ★ **子の看護休暇** … 小学校就学前の子の病気・けがによる看護のために、1人につき、1年に5日まで取得できる休暇制度
 - ・ **その他** … 上記のどれにも当てはまらない会社独自の制度など

※年次有給休暇を取得した場合は含めません。

E2 ふだん家族の介護をしていますか

ここでは、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含めます。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護は含めません。

- 介護とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをすることをいいます。
- ふだん介護をしているかはっきりと決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「ふだん家族の介護をしている」とします。
- 「介護休業などの制度」の利用については、あなたが利用した制度の内容が以下のどれに最も近いかを判断して記入してください。（★は「育児・介護休業法」に基づく休業等の制度です。）
 - ★ **介護休業** … 要介護状態にある対象家族1人につき、通算してのべ93日まで取得できる休業制度
 - ★ **短時間勤務** … 要介護状態にある対象家族を介護するために、1日の所定労働時間を短縮したり、週又は月の所定労働日数や時間を短縮したりする制度（隔日勤務、特定の曜日のみの勤務等の制度を含む。）
 - ★ **介護休暇** … 要介護状態にある対象家族1人につき、1年に5日まで取得できる休暇制度
 - ・ **その他** … 上記のどれにも当てはまらない会社独自の制度など

※年次有給休暇を取得した場合は含めません。

12

出所：「平成 24 年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）

参考資料12 男女、雇用形態、年齢階級別育児をしている雇用者数(育児休業制度利用者に限る)－全国 平成24年就業構造基本調査 (人)

年齢 雇用形態	育児休業制度利用者 1)							
	総数	15～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女								
男								
正規の職員・従業員	189,000	900	11,300	45,300	58,900	49,300	17,800	5,400
非正規の職員・従業員	5,700	100	1,700	400	1,500	600	1,000	400
女								
正規の職員・従業員	468,300	8,900	93,200	181,400	137,100	42,800	4,300	700
非正規の職員・従業員	162,600	5,400	30,700	51,100	45,300	23,700	5,800	500

注)各数値は誤差を含む。

1)子が1歳になるまでの育児休業制度(育児・介護休業法に基づく休業等の制度)利用者。

出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成

参考資料13 男女、雇用形態、年齢階級別介護をしている雇用者数(介護休業制度利用者に限る)－全国 平成24年就業構造基本調査 (人)

年齢 雇用形態	介護休業制度利用者 1)								
	総数	30歳未満	30～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
男女									
男									
正規の職員・従業員	24,600	400	2,100	2,400	5,200	4,700	6,500	3,200	0
非正規の職員・従業員	5,700	300	200	300	700	900	500	2,200	500
女									
正規の職員・従業員	19,200	400	3,500	1,600	3,800	5,100	3,600	1,100	200
非正規の職員・従業員	17,500	300	900	1,900	2,400	4,200	4,400	2,700	800

注)各数値は誤差を含む。

1)要介護状態にある対象家族1人につき、通算してのべ93日まで取得できる休業制度(育児・介護休業法に基づく休業等の制度)利用者。

出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)より草津未来研究所作成

介護・看護を理由とする離職者

高齢化社会の進展により、仕事と介護の両立は重要な政策課題の一つとなっています。

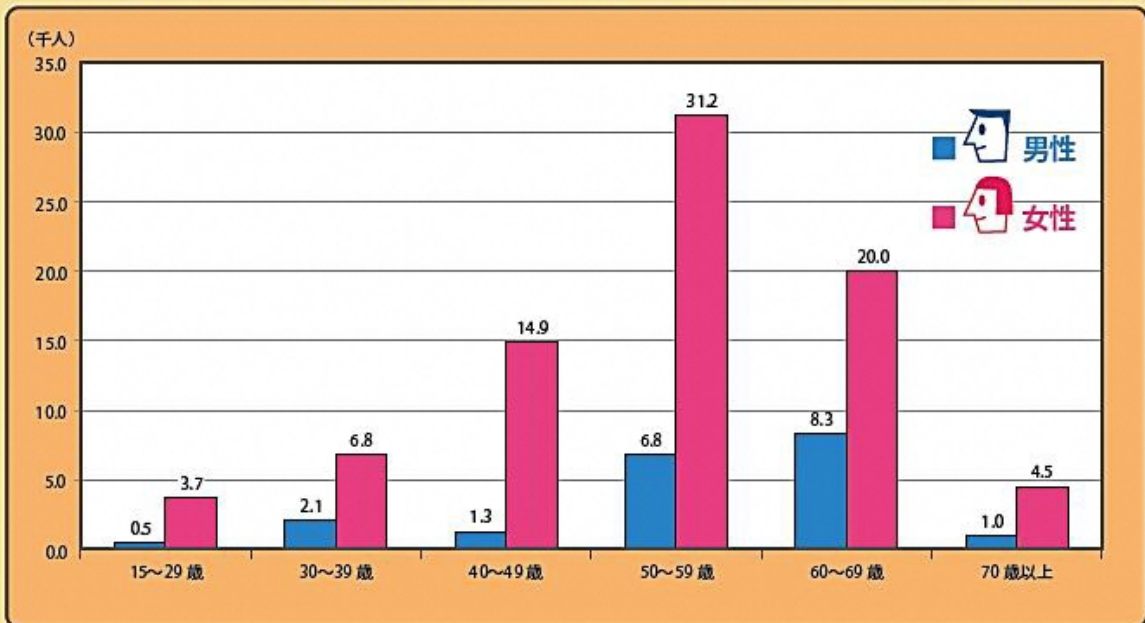
誰もが活躍できる、全員参加型の社会を実現するための計画である「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、「介護離職ゼロ」を目標に掲げています。この計画策定に当たっては、就業構造基本調査によって明らかにされた、介護離職をした人の数が利用されています。

平成24年就業構造基本調査の結果をみると、介護をしている有業者は290万人となっており、そのうち40歳から69歳までで7割近くを占めています。

また、介護・看護のために過去1年(平成23年10月～24年9月)以内に仕事をやめた者は10万1千人、うち女性が8万1千人となっています。年齢別にみると、女性は40歳代から60歳代まで、男性は50歳代から60歳代までで多くなっています。



■ 男女、年齢階級別介護・看護を理由とする離職者数(離職時期:平成23年10月～24年9月)



資料:就業構造基本調査結果

出所:「明日への統計 2017」(総務省統計局)